

改正

平成30年5月1日

平成31年4月1日

令和4年4月1日実施

青梅市空き店舗活用事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、空き店舗を活用して事業を開始する創業者に対して、施設の改修にかかる経費の一部を補助し、もって商業の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 個人で事業を開始し、または法人を設立し事業を開始する者で産業競争力強化法（平成25年法律第98号）にもとづく特定創業支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条の規定による証明書の交付を受けたものをいう。
- (2) 空き店舗 商業活動または事務所の用に供していた施設で青梅市の区域内（以下「市内」という。）に所在するものをいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗、店舗内のテナントおよび可動式店舗を除く。

3 補助対象者

補助対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす創業者とする。

- (1) 住所地における納期を経過した市町村民税を完納していること。
- (2) この要綱の規定にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (3) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (4) 空き店舗の所有者でないこと。ただし、事業を開始するに当たり、購入等により空き店舗の所有者となってから1年を経過していないもの（当該購入等前の空き店舗の所有者の同一世帯に属し生計を一にする者ならびに当該購入等前の空き店舗の所有者の2親等内の血族および姻族を除く。）を除く。

(5) 空き店舗の所有者の同一世帯に属し生計を一にする者または当該所有者の2親等内の血族および姻族でないこと。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き店舗を活用して事業を開始するために当該空き店舗の改修を行う事業とする。

5 事業の実施

補助事業を実施する者は、改修後の空き店舗において、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業を実施するものとする。

- (1) 3年間の事業計画があり、3年以上継続して営業することが見込まれる事業であること。
- (2) 小売業、飲食業、宿泊業、サービス業その他青梅市長（以下「市長」という。）が認めた事業であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業でないこと。
- (4) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
- (5) 1週間当たり4日以上営業を行うこと。
- (6) 午前8時から午後7時までの時間帯を含む1日当たり5時間以上の営業を行うこと。
- (7) すでに市内において事業を営んでいる者が、当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと。

6 改修工事の実施

- (1) 空き店舗の改修工事の施行者は、市内に住所または事務所を有する事業者とする。
- (2) 前号の改修工事は、補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものとする。

7 商店会等への加入

補助事業者は、改修する空き店舗が所在する地区を所管する商店会等があるときは、第14項に規定する実績報告までに、これに加入するものとする。

8 補助対象経費

補助の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費とする。ただし、別表第2に掲げる経費については、補助の対象外とする。

9 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

10 補助金の交付

補助金の交付は、1事業者に対して1回限りとする。

11 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市空き店舗活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 青梅市空き店舗活用事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 空き店舗の現況の分かる写真、位置図および平面図
- (3) 賃貸借契約書の写し（第3項第4号の場合においては、当該店舗の登記事項証明書）
- (4) 工事見積書
- (5) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条の規定による証明書の写し
- (6) 市区町村民税の納税証明書
- (7) 申請の資格に関する申立書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

12 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは青梅市空き店舗活用事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項について修正を加え、または条件を付することができる。

13 申請の取下げ

前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに、青梅市空き店舗活用事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第5号）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに青梅市空き店舗活用事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修後の空き店舗の状況の分かる写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

15 補助金の額の確定

- (1) 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市空き店舗活用事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- (2) 前号の規定により交付すべき補助金の額は、第9項の規定により算出した額または補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

16 補助金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。
- (2) 補助事業者は、前号の規定にもとづき補助金の支払を受けようとするときは、青梅市空き店舗活用事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

17 開業届の提出

補助事業者は、第12項の規定による補助金交付決定後6か月以内に事業を開始するものとし、個人事業の開業届出書の写し（税務署受付印のあるもの）または法人の登記事項証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

18 補助事業の内容変更等

- (1) 補助事業者が補助事業の内容を変更、中止または廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、あらかじめ青梅市空き店舗活用事業変更等承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、青梅市空き店舗活用事業変更等承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

19 事業の廃止等の事前協議

補助事業者は、営業開始の日から3年以内に事業を中止または廃止しようとする場合については、あらかじめ市長に協議し承認を受けなければならない。

20 検査

補助事業者は、市長が補助事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合または補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

21 決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

22 補助金の返還

- (1) 市長は、前項による決定をしたときは、青梅市空き店舗活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に対して通知するものとする。
- (2) 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて青梅市空き店舗活用事業補助金返還命令書（様式第12号）により、その全部または一部の返還を命ずることができる。

23 状況報告

補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度を含む5か年について、毎年度末における事業の実施状況を青梅市空き店舗活用事業実施状況報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

24 その他必要事項

その他この補助金の交付について必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるほか市長が別に定める。

25 実施期日等

- (1) この要綱は、平成28年4月1日から実施し、令和7年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

26 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成30年5月1日から実施し、平成30年4月1日より適用する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

(4) この要綱の一部改正は、令和5年6月1日から実施する。

別表第1

補助対象経費	解体工事費、外壁工事費、内装工事費、塗装工事費、建具工事費、給排水設備工事費、電気設備工事費、左官工事費、固定設備工事費、住宅分離工事費、設計・デザイン費、屋根改修工事費、換気設備工事費
--------	---

別表第2

補助対象外経費	車庫、物置および倉庫の設置費、外構工事費、音響設備費、防犯設備費、備品購入費、植栽工事費、害虫等駆除等の薬剤散布費、住宅兼店舗の住宅部分の外壁および屋根改修工事費、清掃およびクリーニング費
---------	--